

令和7年2月通常会議 教育厚生常任委員会 報告事項説明資料



特別養護老人ホーム等の改築等に対する補助制度について (大津市介護施設等整備費補助金交付要綱の改正案)

令和7年3月14日
健康保険部長寿施設課

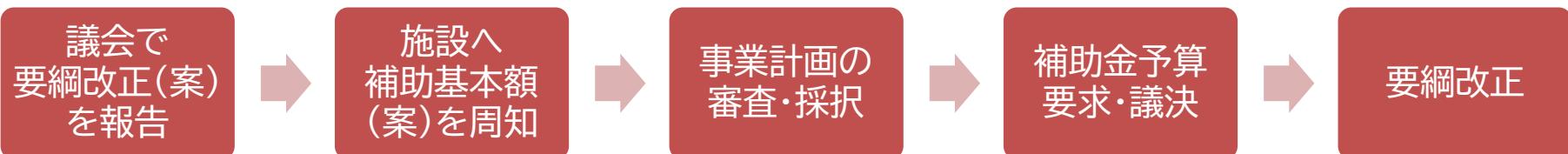
補助制度を報告することについて

特別養護老人ホーム等の改築等に対する補助については、本来、大津市介護施設等整備費補助金交付要綱を改正し、対象や補助基本額などを対象施設に周知するところであるが、地方自治法上、新たに予算を伴う要綱の改正には予算上の措置が必要であるため、まずは要綱改正(案)を議会で報告した後、補助基本額(案)を施設に周知する。

<地方自治法第222条第2項>

普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

<要綱改正までの手順>



補助制度の背景

第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、既存施設の改築(危険区域の移転を含む)等を支援する。

(2) 入所・居住系施設サービスの整備目標

「9期計画」P149

介護老人福祉施設等の入所・居住系施設サービスについては、介護サービス事業者等との議論等を踏まえ、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、新たな整備は行わず、既存施設の改築（危険区域の移転を含む）等を支援していくこととします。

ただし、既存の介護老人福祉施設が改築される場合の増床は認め、ユニット型個室での整備を基本としつつ、多床室の整備も認めます。また、既存施設に併設の短期入所生活介護事業所からの介護老人福祉施設への転換も審議のうえ一部認めることとします。

なお、特定施設入居者生活介護の整備については、審議のうえ認めていくこととします。

■現行の大津市介護施設等整備費補助金交付要綱

施設区分	整備区分	補助基本額	補助単位	補助率	備考
特別養護老人ホーム	創設・増築	2,800千円	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室のみ対象 総事業費の1/2が上限

補助制度の概要

大津市介護施設等整備費補助金交付要綱を改正して下記の項目を追加する。

■要綱改正(案)

施設区分	整備区分	補助基本額	補助単位	補助率
特別養護老人ホーム	改築 (ユニット型個室)	4,232千円	定員1人当たり	10/10
	改築 (多床室)	3,174千円	定員1人当たり	10/10
	大規模修繕	1,230千円	定員1人当たり	10/10
養護老人ホーム	改築	2,600千円	定員1人当たり	10/10
	大規模修繕	1,230千円	定員1人当たり	10/10

※いずれも補助基本額は補助対象総事業費の1/2を上限とする。

■整備区分の定義(国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領より)

改築	既存の施設を取り壊して新たに施設を整備すること。移転新築する事業を含む。取り壊し費用も対象。
大規模修繕	一定年数(概ね10年)を経過した施設の外壁・屋上防水工事や給排水・電気設備工事、冷暖房設備工事、バリアフリー化工事、耐震補強工事等

補助基本額の算出根拠

■補助基本額の算出根拠

施設区分	整備区分	補助基本額	補助基本額の算出根拠
特別養護老人ホーム	創設・増築 (ユニット型個室)	2,800千円	「地域介護・福祉空間整備等交付金(第3期介護保険事業支援計画)」の算出方法と補助制度適正化基本方針による
	改築 (ユニット型個室)	4,232千円	「地域介護・福祉空間整備等交付金(第3期介護保険事業支援計画)」の算出方法による
	改築 (多床室)※	3,174千円	県の考え方方に沿ってユニット型個室の補助基本額の75%で算出
	大規模修繕	1,230千円	「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に示されている配分基礎単価を採用
養護老人ホーム	改築	2,600千円	「地域介護・福祉空間整備等交付金」の算出方法かつ「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に示されている配分基礎単価の範囲内で算出
	大規模修繕	1,230千円	「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に示されている配分基礎単価を採用

※特別養護老人ホームの創設・増築の補助対象はユニット型個室のみであるが、第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施設が改築される場合はユニット型個室での整備を基本としつつ、多床室の整備も認めるため、補助基本額を設定している。

他自治体の補助制度(参考)

■他自治体の補助状況

自治体名	整備区分	補助基本額	補助単位	補助率	居室の条件
大阪府	改築	4,880千円	定員1人当たり	10/10	特になし
京都市	改築	4,880千円	定員1人当たり	10/10	特になし
神戸市	改築	4,880千円	定員1人当たり	10/10	特になし
東京都	改築	6,000千円	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室
	改築	4,860千円	定員1人当たり	10/10	多床室
八王子市	改築	6,000千円	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室
	改築	4,860千円	定員1人当たり	10/10	多床室
船橋市	改築	5,400千円	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室・多床室共通
姫路市	改築	4,880千円	定員1人当たり	10/10	特になし
滋賀県	創設・改築	2,300千円	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室
	創設・改築	1,725千円	定員1人当たり	10/10	多床室

補助金交付の優先順位

現在、特別養護老人ホームは18件、養護老人ホームは2件あり、築後20年を経過したものは10件あるが、複数の改築等にかかる補助金を同一年度に交付するのは財政的に困難である。

このため、複数の施設が同時に補助金を求めた場合は、以下の評価項目に基づき、総合的に優先順位を判定し、原則として1か年度に1施設を選定する。

■複数施設が競合した場合の評価項目

評価項目	要件	備考
1	耐震性能	建物が新耐震基準に満たず耐震補強も行っていないこと
2	危険度	施設又はアクセス道路等が土砂災害(特別)警戒区域(災害レッド・イエローゾーン)に含まれていること
3	老朽度	施設の竣工日がより以前であること
4	用地確保	移転新築を行う上で、用地取得(賃借)の見通しが立っていること
5	住環境向上	施設のユニット化、バリアフリー化など改築後に住環境がより向上すること
6	補助金交付実績	大規模修繕を先に実施した場合、改築補助は後回しとする

補助金交付までの流れ

施設の運営事業者は補助制度を確認してから、資金計画を含めた改築等の事業計画について検討を始める。

施設から提出された事業計画は、大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会で審査され、採択を受けた計画の補助金を予算要求する。

2頁のとおり、地方自治法上、新たに予算を伴う規程は、予算が措置されるまで改正できないことから、大津市介護施設等整備費補助金交付要綱は予算議決後に改正する。

■補助金交付までの事務フロー

①	対象施設へ補助基本額(案)を周知
②	施設の運営事業者から事業計画が提出される
③	大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会にて審査・採択
④	事業計画に基づく補助金を予算要求・議決
⑤	大津市介護施設等整備費補助金交付要綱の改正
⑥	施設事業者が補助金を申請→交付決定 →事業着手→竣工→完了実績→補助金確定→補助金交付